

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月13日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 榊原 茂記

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している関西航空地方気象台空港気象ドップラーレーダー装置の定期点検作業及び故障保守作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望するものの有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要なシステムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

関西航空地方気象台気象レーダー装置定期点検等

(2) 業務内容

既設の空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るため、定期点検作業及び履行期間内における処理部の故障保守作業を行う。

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 業務目的

既設の空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るために実施することを目的とし、定期保守作業あるいは故障保守作業を行っても機能の保全が困難と認められる部分については、その部分の資料を提出させることによって、効果的な対策を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置が、航空機の離着陸の安全に必要な空港及び空港周辺の気象観測と運航関係機関等に対する提供を行う機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えない技術を有すること。また、当該業務を実施する為の資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

関西航空地方気象台に既設の空港気象ドップラーレーダー装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

ア 大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

ア 当該業務実施前の打合せ等に係る連絡窓口を有すること。

イ 当該機器の運用停止を伴う作業は深夜作業時間帯（23時00分から06時00分）までを基本とすること。

ウ 当該業務実施中、実施後に発覚または発生した不具合などに係る連絡窓口、保守体制を有すること。

エ 気象庁からの連絡後、直ちに技術者を派遣し障害を復旧させること。または、気象庁からの連絡後、12時間以内に現場に到着し技術的対応ができる体制をとること。

(6) 業務実績に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置の製造若しくは点検・調整において実績を有する、またはこれと同等の実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本業務に必要なとなる機器の構造等の詳細情報に関する資料を使用する権利を有する、または許可を受けられること。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
大阪管区気象台総務部会計課第二契約係
電話 06-6949-6301

(2) 説明書の交付期間、場所

令和7年2月13日(木)から令和7年2月28日(金)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年3月3日(月) 17時00分まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一規格)「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。